



工業用水道の産業構造の変化等に対応した規制緩和

- 産業構造の変化による新たな水需要や災害時の備えとして、工業用水の規制緩和を行うことにより、さらなる産業振興に貢献する

【提案・要望先】 経済産業省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 工業用水道の供給先の対象拡大

- 工業用水として供給できる指定業種について、製造業以外にも拡大

(2) 災害などの緊急時における工業用水道の水融通

- 配管に消火栓などを設置し、工業用水を他の用途（トイレ用、農業用、畜産用など）への使用を可能にすることや、上水道や農業用水等と水融通が可能となるような法令等を整備
このための設備整備や維持管理に対する補助を整備

2. 提案・要望の理由

(1) 工業用水道の供給先の対象拡大

- 昭和33年に施行された工業用水道事業法において、「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業および熱供給業と定められているが、雑用水の制度があるものの一定の制限があるため、産業構造の変化や新産業への対応など、対象拡大が必要。

(2) 災害などの緊急時における工業用水道の水融通

- 能登半島地震では、上水道の復旧に多くの日数を要したことから、生活用水等が不足したところ。
- 水管橋や頭首工の破損、大規模地震などの発生時に、水インフラは非常に重要な役割を果たすことから、工水、上水、農水等で柔軟に水の融通ができるよう、水利用の弾力運用が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 工業用水道の供給先の対象拡大

- 社会・産業のデジタル化により、医療・教育・交通・農業等のあらゆる分野でデータを活用した新ビジネスとそれによる社会課題の解決が期待される中、デジタルインフラの一つであるデータセンターの重要性が高まっている。
- これまで関西においては大阪中心部から 30 km 圏内で立地が集中していたが、レジリエンス強化等の点から、地方への分散立地の動きが活発化しており、滋賀県でのデータセンター立地検討の動きがみられる。
- 滋賀県は、超高圧送電線や光ファイバーが琵琶湖を取り囲むように敷設されており、立地条件に恵まれている。

【日本のデータセンターサービス市場規模（売上高）の推移及び予測（情報通信白書）】



※データセンターサービスの
市場規模は上昇傾向

(出典) IDC「国内データセンターサービス市場予測を発表」(2022年8月29日)

- データセンターの誘致を積極的に推進している市町から、工業用水利用の問い合わせがあった場合、「工業」に該当しない業種となることから、雑用水として暫定的に供給することとなることを説明せざるを得ない状況である。
- また、データセンターだけでなく製造業以外の産業（公共施設や商業等複合施設、観光産業等）への供給を可能にすることで、地域産業や経済活動の活性化につながる。

(2) 災害などの緊急時における工業用水道の水融通

- 災害時には、水インフラは非常に重要な役割を果たす。同じ「水」を扱う業種として、上水道、工業用水、農業用水等が、災害時に連携して水融通を行うことで、地域経済のライフラインの維持に貢献できる。

担当：企業庁経営課経営企画係
TEL 077-589-4651